有事法制がまちにやってくる!



国民保護計画って何? 誰が?何を?何から守るの?

今、北朝鮮の核実験をめぐって、「周辺事態」 かどうか、「制裁」だ、「宣戦布告」だと主張し、 緊迫化しています。わたしたちの身の安全に関係 すること、真剣に考えてみませんか。

Q:国民保護計画って何?有事ってどんなこと?

A:国民保護計画は、「相手」(?)からの攻撃に対し時国民を守るために作られたのが国民保護法、それにもとづいて区民の避難などを定めたのが国民保護計画です。今、板橋区でも計画を作っていますが、来年4月から防災(有事)訓練が始まります。

Q:国民保護法って何が問題なの?

A:有事とは、外国からの攻撃を受けたとか、テロなどの緊急事態をいいます。事件が有事かどうか決めるのは大変むずかしい問題です。でも、有事と認定したらそれに備えて自衛隊を配置するなど大事になります。わたしたち市民もそれに「協力」することが国民保護法に定められています。

私たちは、板橋で国民保護計画について研究しています。自衛隊は国民を守らない、守れないのではないか、自衛隊と市民(住民防災組織)が一緒にいることは国際法(ジュネーブ条約)違反ではないか等の問題があります。

Q:誰が、何から、何を守るの?

A:みなさん。一緒に考えませんか。日本は、憲法で二度と戦争(武力行使)しません、平和的な手段で解決しますと誓いました。国民保護法は、誰が、何から何を守るのか、考えてみましょう。

講演会のお知らせ

国民保護計画って何? 誰が?何を?何から守るの?

日時: 1 1月 24 日(金)

午後6時30分

場所:成増アクトホール(第1洋室) (東武東上線「成増」1分)

講師:田中隆弁護士(自由法曹団)

報告:板橋区の状況

(区長への公開質問状など)

参加費:500円(資料代)





板橋区国民保護計画研究会 連絡先: 080-1104-4432 小林